

「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」

【関係分抜粋】

令和6年9月30日

厚生労働省

3 新たな目標の達成に向けての具体的な取組

(2) 新目標の達成に向けた取組

i) 使用環境の整備

【国における取組】

(使用割合の可視化)

- 数量ベースに加え、金額ベースでの薬効分類別等に後発医薬品への置換率を示し、
的を絞った使用促進を図るために必要となる情報を提供する。【令和6年度開始】

(後発医薬品利用差額通知等の取組の推進)

- 市町村国保及び後期高齢者医療広域連合における後発医薬品利用差額通知の作成等
のための費用に対して必要な財政支援を行う。【引き続き実施】

(全国医療費適正化計画等における後発医薬品に関する取組の推進)

- 都道府県における取組状況等を踏まえ、都道府県医療費適正化計画の作成の手法等
に関する技術的事項の助言を行うとともに、全国医療費適正化計画において後発医薬
品の使用促進に係る医療関係者、保険者等の取組を推進する。【引き続き実施】

【都道府県における取組】

(都道府県協議会)

- 数量ベースでの薬効分類別等のシェア情報に加え、金額ベースでの情報も参考に、
都道府県協議会において使用促進策の検討を実施し、都道府県協議会を中心として、
後発医薬品の使用促進を図る。【令和6年度開始】

(都道府県医療費適正化計画における目標や取組の設定等)

- 都道府県において、都道府県医療費適正化計画への後発医薬品の数量シェアや金額
シェア、普及啓発等の施策に関する目標や取組の設定、その進捗状況等の評価や必要
に応じた計画の見直し等の取組を行うことで、後発医薬品の使用促進を図る。【引
き続き実施】